

2022 年度 Fリーグクラブライセンス交付規則【暫定】

制定 2021年8月27日

第1条〔趣旨〕

本交付規則は、Fリーグの参加資格であるFリーグクラブライセンス(以下、「Fライセンス」という)の要件、申請手続、審査手続、その他の必要事項について定めるものである。

第2条[Fライセンス制度の目的]

Fライセンス制度は、以下のことを目的とする。

- ① 日本フットサルのさらなる水準の向上
- ② Fリーグおよび Fリーグ所属クラブの持続的発展
- ③ Fリーグ所属クラブの財務状況向上と経営のさらなる安定化および組織運営体制の充実
- ④ ユースチームなどの育成環境の構築
- ⑤ 公益財団法人日本サッカー協会(以下「J F A 」という) および F リーグの諸規程のほか、各種法令、諸規則の遵守
- ⑥ 安全で充実した機能を備え、サービスの行き届いた観戦環境および選手のトレーニング環境の整備
- ⑦ シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
- ⑧ 競技会における、財務上のフェアプレーの監視
- 9 クラブの透明性の確保、インテグリティの保持

第3条〔遵守義務〕

- (1) Fリーグ、Fライセンスの申請者(以下「Fライセンス申請クラブ」という)およびFライセンスを交付されたクラブ(以下「Fライセンシー」という)ならびにそれらの役職員およびその他の関係者は、JFAおよびFリーグの諸規程のほか、本交付規則、Fライセンス関連規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。
- (2) F ライセンス申請クラブおよび F ライセンシーは、F ライセンスの申請または取消しに関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の事実を述べてはならない。
- (3) Fライセンス申請クラブおよび Fライセンシーは、Fライセンスの申請または取消しに関連する手続において、Fリーグクラブライセンスマネージャー、Fリーグクラブライセンス事務局および一般財団法人日本フットサル連盟理事会(以下、「理事会」という)による調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第4条 (審査の基準)

Fライセンスの審査は、以下の5つの基準について行われる。

- ① 競技基準 (第 11 条)
- ② 施設基準 (第12条)
- ③ 人事体制・組織運営基準(第13条)
- ④ 法務基準 (第14条)
- ⑤ 財務基準 (第15条)

第5条〔申請〕

- (1) F ライセンスの申請日において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、F ライセンス申請クラブとなり得る。
 - ① F 1 クラブ 加盟クラブ
 - ② F 2 クラブ 加盟クラブ
 - ③ 地域フットサル連盟主催地域リーグ 加盟クラブ
- (2) F ライセンスの交付を受けようとするクラブは、所定の手続きにより、原則として F ライセンスの対象となる シーズン(以下、「対象シーズン」という)の前年の申請期日までに F ライセンスの交付を受ける為の審 査の申請をしなければならない。申請期日を遅延した場合は、F ライセンスを交付しないものとする。

第6条〔審査機関〕

- (1) Fリーグは、Fライセンスの審査および決定を補助するために、Fリーグ内に以下の機関を設置する。
 - ① Fリーグクラブライセンスマネージャー
 - ② Fリーグクラブライセンス事務局
- (2) Fリーグクラブライセンスマネージャー(以下、「Fライセンスマネージャー」)は、FリーグCOOが指名し、 JFF 会長が任命する。
- (3) Fリーグクラブライセンス事務局(以下、「Fライセンス事務局」)の構成員は、FライセンスマネージャーがFリーグ職員または専門知識(日本弁護士連合会に登録された弁護士、日本公認会計士協会に登録された公認会計士、または日本税理士会連合会に登録された税理士)をもった外部の者から任命する。

第7条〔審查〕

- (1) 第5条第2項の規定に基づく申請がなされたときは、FライセンスマネージャーおよびFライセンス事務 局が審査を実施し、必要に応じてFライセンス申請クラブに対して追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施するものとする。
- (2) Fクラブライセンス事務局は前項に基づく審査結果をまとめた書面を理事会に提出し、理事会が次条に 定める合否を審議し決定するものとする。
- (3) 前項の決定は、対象シーズンの前年の指定期日までに行われるものとする。

第8条〔審查方法〕

- (1) 審査は第 11 条から第 15 条までに定める各基準をすべて充足した場合に合格したものとする。 審査に合格した F ライセンス申請クラブには、対象シーズンの F 1・F 2 ライセンスが交付される。
- (2) 前項の規定にかかわらず、理事会は、第 11 条から第 15 条までに定める基準のいずれかを充足しない場合であっても、対象シーズンの Fリーグの安定開催に支障を及ぼさないと認められる場合には、F ライセンスを交付することができる。かかる場合、理事会で審議し、F 1・F 2 ライセンスの付与を決定するものとする。
- (3) 審査の過程で、又は審査の結果を踏まえて、Fリーグは、第 11 条から第 15 条に定める基準に関して、 クラブに通知のうえ、改善に向けた指導を行うことができる。

第9条〔Fライセンスの譲渡〕

F ライセンス申請クラブまたは F ライセンシーは、F ライセンス申請クラブたる地位または F ライセンシーである 地位を第三者に譲渡することができないものとする。

第10条〔有効期間〕

Fライセンスの有効期間は、対象シーズンの満了までとする。

第11条〔競技基準〕

競技基準を以下の各項目のとおり定める。

競技基準を以下の各項目のとおり正める。 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
基準番号	項目およびその内容
S.01	ユースチーム(U-18)
	(1) F ライセンス申請クラブは、ユースチームを保有するものとする。保有していない場合は、 将来ユースチームを保有するまでの3か年計画書を策定し、提出しなければならない。 ユースチームとは、サッカーのユースチームでも可とする。
	(2) F ライセンス申請クラブは、下記項目の資料を F ライセンス事務局に提出しなければならない。
	●ユースチームを保有する場合は、ユースチームの保有状況が分かる資料
	① JFA クラブ申請書(写し)※② 食料がない場合は、②資料を提出② KICKOFF チーム情報詳細確認(写し)
	●ユースチームを保有していない場合は、ユースチームを保有するまでの 3 か年計画書
	① 3か年計画書【2022年度・2023年度・2024年度(書式自由)】
	② 過去の F ラインセンスの審査で 3 か年計画書を提出済みの場合は、計画に基づいて実行できているか報告を行う。
S.02	レフェリングに関する事項と「競技規則」
	(1) F ライセンス申請クラブは、JFA 審判委員会が説明する、レフェリングおよびフットサル 競技規則に関するルール講習会(レフェリングスタンダード)に、選手・監督、コーチ等が 出席しなければならいない。
	(2) F ライセンス申請クラブは、クラブ役員・クラブスタッフ・選手のうちいずれか 1 名以上が、 JFA が発行するフットサル審判員資格を取得したことを証明しなければならない。

第12条〔施設基準〕

- (1) 施設基準は、「日本フットサルリーグ要項 第4章 競技 第1節 アリーナ等」に定められた内容を充足しなければならない。
- (2) 前項の定めほか、施設基準を以下の各項目のとおり定める。

基準番号	項目およびその内容
I.01	ホームアリーナ、準ホームアリーナ
	(1) Fライセンス申請クラブは、Fリーグ公式試合の試合開催に利用することができる、以下のいずれかの条件を満たすアリーナを確保しなければならない。Fライセンス申請クラブと使用するアリーナの所有者(複数ある場合はそれぞれのアリーナの所有者)との間で、Fリーグ公式試合においてアリーナを使用できることが、合意されていること。なお、Fリーグ公式試合については、ホームアリーナおよび準ホームアリーナで、リーグ戦のホームゲーム数の2分の1以上を開催すること。不測の事態により、2分の1以上を開催できない場合は、理事会で審議するものとする。
	① F ライセンス申請クラブは、ホームアリーナおよび準ホームアリーナについては、「ホームアリーナに関する確認書(Fリーグ指定書式)」を提出しなければならない。既に提出済みのアリーナは不要。
	② Fライセンス申請期日までにFリーグによるアリーナインスペクションが完了していること。
	③ Fリーグ実行委員会で、当該アリーナでの試合開催が承認されていること。
	(2) F ライセンス申請クラブは、Fリーグ公式試合の試合開催に利用することのできる全ての アリーナについては、「アリーナ検査表(Fリーグ指定書式)」を提出しなければならな い。既に提出済みのアリーナは不要。
	(3)前項のアリーナは、第 12 条 第 1 項に定める要件をみたしていなければならない。
	(4) アリーナ基準例外規定については、別紙「アリーナ基準例外規定について」参照。
1.02	ホームアリーナ(準ホームアリーナ含む):入場可能数
	(1) ホームアリーナは、試合実施下に際し以下の人数が入場可能でなければならない。
	Fリーグクラブ主管公式試合: 固定席 1,000 人以上(可動席含む)
	可動席とは施設に常設された座席でなければならない。

1.03	(1)ホームアリーナ(準ホームアリーナ含む):ピッチサイズ
	ホームアリーナは、以下のピッチサイズが確保できなければならない。
	F リーグクラブ主管公式試合:縦 40m、横 20m
I.04	アリーナ:安全性
	F ライセンス申請アリーナは国内法令に基づき、安全性が確保されたものでなければならな
	U _o
I.05	アリーナ:承認された避難計画
	F ライセンス申請クラブは、緊急時にアリーナ内のすべての人が避難できる内容であると
	地元の警察や消防に承認された避難計画を、当該警察、消防の協力のもとに定めなければ
	ならない。

第13条〔人事体制・組織運営基準〕

人事体制・組織運営基準を以下の各項目のとおり定める。

7 (1) 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
基準番号	項目およびその内容
P.01	クラブ事務局 Fライセンス申請クラブは、以下の各号の情報を記した書式を提出しなければならない。 (1) 事務所の所在地(複数ある場合はすべて記載する) (2) 当該事務所の所有、賃貸の区分 (3) 役員・社員・従業員の一覧 一覧には役員(実行委員)および常勤職員2名(運営委員・広報担当)が最低限掲載されていること。 (4) 事務所の問い合わせ先電話番号、FAX番号、Eメールアドレス
P.02	代表取締役または代表理事 F ライセンス申請クラブには、適用法令および関係法規に従って適切に選任された代表取 締役または代表理事がいなければならない。

P.03	財務担当(ファイナンスオフィサー)
	(1) F ライセンス申請クラブは、経理・財務の担当として財務担当を置かなければならない。
	(2) 前項にいう財務担当は、代表取締役、代表理事、運営委員または広報担当と兼務することができる。
P.04	運営委員(オペレーションオフィサー)
	F ライセンス申請クラブは、試合運営に関する事項について責任を有する常勤の運営委員をおかなければならない。(最低 1 年の実務経験を有する者を置くことが望ましい。)
P.05	広報担当(メディアオフィサー)
	F ライセンス申請クラブは、メディアに関する事項について責任を有する常勤の広報担当をおかなければならない。(最低 1 年の実務経験を有する者を置くことが望ましい。)
P.06	コンプライアンス・オフィサー
	(1) F ライセンス申請クラブは、以下の事項について責任を有するコンプライアンス・オフィサーを 置かなければならない。
	①クラブに所属する全員に対するソーシャル・フェアプレー(反社会的勢力との関係遮断、 差別の根絶および F リーグとしての社会的責任の履行)の浸透に向けた研修の統括
	②ソーシャル・フェアプレーに抵触する事案(いわゆる有事)が発生した時の対応
	③クラブに関わる者(ファン・サポーター等)のソーシャル・フェアプレーの啓発
	(2) 前項にいうコンプライアンス・オフィサーは、役員(実行委員)または、常勤の取締役で なければならない。
P.07	トップチーム監督
	F ライセンス申請クラブは、以下のいずれかの条件を満たす者をトップチームの監督(ヘッドコーチ)に置かなければならない。なお、当該監督は JFA に登録されていなければならず、F ライセンス申請クラブにおける決裁手続きを経たうえで任命されなければならない。 JFA 認定指導者ライセンスの写しを F ライセンス事務局まで提出しなければならない。 (1) F ライセンス申請クラブは JFA が認定したフットサルの 「B 級」以上の指導者資格の保有
	(2) 外国における経験に照らし前号に定める指導者資格と同等以上の資格を有して いると認められること

P.08 トップチームのコーチ F ライセンス申請クラブは、トップチームのコーチが保有する指導者資格について以下を満たさ なければならない。JFA 認定指導者ライセンスの写しを F ライセンス事務局まで提出しなけれ ばならない。 (1) Fライセンス申請クラブは、JFA が認定したフットサルの「C級」以上の指導者資格の保 有トップチームのコーチを1名以上、置かなければならない。 P.09 医師(メディカルドクター) (1) F ライセンス申請クラブは、トップチームへの医療面でのサポートおよびアドバイス、ならびに ドーピング防止方針について責任を有する医師を1名以上置かなければならない。当該 医師は、試合中およびトレーニング中の医療面のサポートを確実に行うものとする。 (2) 前項にいう医師は、日本国医師免許を保有しているものとし、日本国医師免許の写し を提出しなければならない。 (3) F ライセンス申請クラブは、第1項にいう医師の中から、チームの医療面における責任者 を任命し、Fリーグに届け出るものとする。 メディカルスタッフ(チームトレーナー) P.10 F ライセンス申請クラブは、医師をサポートし、トップチームのトレーニング、試合中の医療手 当およびマッサージについて責任を有するメディカルスタッフを置き、Fリーグに届出なければなら ない。なお、メディカルスタッフは、医療に関わる以下のいずれかの国家資格等を保有しているも のとする。国家資格等の保有を証する書類の写しを提出しなければならない。

- (1) 理学療法士
- (2) 柔道整復師
- (3) あん摩マッサージ指圧師
- (4) はり師
- (5) きゅう師
- (6) 公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー

P.11 安全·警備組織:警備員

- (1) F ライセンス申請クラブは、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保する ため、 警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結しなければならない。業務 委契約書の写しを提出しなければならない。
- (2) Fリーグ公式試合においては、ホームゲームの際、前項の警備会社から派遣された警備 員を、必要に応じて配置させなければならない。

P.12 F ライセンス交付シーズンにおける後任の選任義務

- (1) 本条 P.02 から P.11 に規定される人員について、シーズン途中に、F ライセンス申請クラブの支配の及ばない事由(病気、事故等)に起因して欠員が出た場合、F ライセンス申請クラブは当該人員をただちに補充しなければならない。ただし、補充された人員が、当該人員の属する職務に相当する基準を満たさない場合は、当該人員の任期はF ライセンス交付シーズンの末日までとする。
- (2) 本条 P.02 から P.11 に規定される人員について、F ライセンス申請クラブの決定 (任期途中での解任、解雇等) に起因して欠員を生じさせる場合には、F ライセンス 申請クラブは、当該欠員の属する職務に相当する基準を満たす人員をただちに補充しな ければ ならない。
- (3) F ライセンス申請クラブは、前2項に定める人員交代につき、交代を決定した日から7日以内に、文書にてFリーグに通知しなければならない。

第14条〔法務基準〕

法務基準を以下の各項目のとおり定める。

基準番号	項目およびその内容
L.01	宣言書
	F ライセンス申請クラブは以下の内容を遵守する旨の宣言書(Fリーグ指定書式:宣言書)を提出しなければならない。ただし、当該宣言書は、F ライセンス事務局への提出期限 3 か月前以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を押印したものとする。
	① FIFA、AFC および JFA、ならびに(一財)日本フットサル連盟の規約、規定、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること
	② 国際的な次元の紛争、とりわけ FIFA または AFC が関与している紛争について、CAS (スポーツ仲裁裁判所)の専属的管轄を認めること
	③ FIFA よび AFC 規約に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること
	④ JFA に公認されている競技会で競技すること
	⑤ AFC に公認されている競技会に出場すること(ただし、親善試合には関係しない)
	⑥ F ライセンス交付規則の条項および条件に従い、かつ遵守することを約束すること
	⑦ 提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること
	⑧ 定められた期限内に、Fライセンス申請書類を提出した後に発生した、重大な変更、主要な経済的重要性のある事象または状況および事後的事象について、Fライセンス事務局に通知すること

L.02 クラブの登記情報

- (1) F ライセンス申請クラブは、株式会社、一般社団法人・一般財団法人またはN P O法人として法人格を有していなければならない。
- (2) F ライセンス申請クラブは、以下の資料を申請期日までに F ライセンス事務局まで提出 しなければならない。
 - ① F ライセンス申請クラブの定款原本の写し (過去に提出している場合はその内容に変更があった場合)
 - ② F ライセンス申請クラブの登記簿謄本 (申請期日より3か月前以内に発行されたものであること)
 - ③ F ライセンス申請クラブの印鑑登録証明書 (申請期日より 3 か月前以内に発行されたものであること)

L.03 他クラブの経営等への関与の禁止

Fライセンス申請者は、クラブの経営、管理運営および競技活動に関わるいかなる自然人も 法人も、直接と間接とを問わず、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の文書 (Fリーグ指定書式:宣言書)を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、Fライセン ス事務局への提出期限 3 か月前以内に、クラブの代表者が印鑑登録されている代表者印を 押印したものとする。

- ① 同じ競技会に出場している他のクラブの証券または株式を、重大な影響を与えうる割合 で保有するかまたは取引すること
- ② 同じ競技会に出場している他のクラブの株主の議決権の過半数を有すること
- ③ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、管理運営および監督機関の構成員の過半数を任命するかまたは解任する権利を有していること
- ④ 同じ競技会に出場している他のクラブの株主であり、かつ、そのクラブのその他の株主と締結した契約に従って、当該クラブの株主議決権の過半数を単独で有していること
- ⑤ 同じ競技会に出場している他のクラブのメンバーであること
- ⑥ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動に何らかの地位において関与していること
- ⑦ 同じ競技会に出場している他のクラブの経営、運営管理または競技活動について何らか の権限を有していること

L.04	就業に関する規則の整備 F ライセンス申請クラブは、国内法令に適合した就業規則またはそれに類する文書を提出しなければならない。
L.05	F ライセンス交付後の重要な後発事象の報告義務 F ライセンス申請クラブは、F ライセンスの交付を受けた後、本交付規則に定めた事項の他、
	申請書類に記載した事項について重大な変更、経済的重要性のある事象または状況および 事後的事象が発生した場合、発生した日から 14 日以内に、文書にて F ライセンス事務局に 報告しなければならない。

第15条〔財務基準〕

財務基準を以下の各項目のとおり定める。

基準番号	項目およびその内容
F.01	年次財務諸表(監査済み)
	(1) Fライセンス申請クラブは、Fライセンス申請クラブの有する法人格に対する国内法令に基づいた年次財務諸表一式を作成し、Fリーグに提出しなければならない。なお、当該年次財務諸表は、監査役、監事、監査法人または公認会計士の監査を受け、監査報告書および決算承認議事録(取締役会、株主総会、理事会、社員総会等)が付されているものとする。
	(2) Fライセンス申請クラブから提出された財務諸表が以下のいずれかに該当する場合は、 基準 F.01 は満たさないものとする。ただし、基準のいずれかを充足しない場合であって も、当該基準の未充足の程度が軽微であって、経営改善計画書を策定し、対象シー ズンの安定開催に支障を及ぼさないなどの特段の事情が認められた場合には、Fライ センスを付与することとする。また、2 期連続損失計上した時点で、財務改善計画の提 出を求める対策を講じることとする。
	① 3期連続で当期純損失を計上した場合。当年度の審査においては前年度の決算を確認し、最終的には当年度終了時点で直近3期分を確認し判断する。
	② F ライセンスを申請した日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額 または正味財産期末残高がマイナスである(債務超過である)場合。
	③ Fリーグからの指摘にもとづき、過年度の決算の修正が必要となった場合において、過年度の決算を修正した結果、前2号に示す事態となった場合。

F.02	従業員や社会保険当局、税務当局に対する期限経過未払金の皆無
	(1) Fライセンス申請クラブは、Fライセンスが交付されるシーズンの前年の申請期日の時点で、現在および過去の従業員(プロ選手、第13条のP.02からP.11までに示す人員を含む)との間の、契約上の、および法律上の義務に関して、従業員および社会保険当局および税務当局に対する期限経過未払金がないことを証明する書式(Fリーグ指定書式:宣言書)を提出しなければならない。ただし、翌年の3月31日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合、または管轄当局へ提出された「明らかに無根拠ではない紛争」に該当する場合を除く。 (2)提出書類:「宣言書」を提出書類として適用する。
F.03	F ライセンス交付の決定に先立つ表明書
	(1) Fライセンス交付の決定が下される期間の開始前7日以内に、Fライセンス申請クラブはFライセンス事務局に対し、当該申請者がFライセンス交付文書を提出した日が属する事業年度の前年度の末日以降、Fライセンス申請クラブの財務状況に(好影響か悪影響かを問わず)影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象または状況が生じたか否かを表明する書式を提出しなければならない。
	(2) 前項に関わらず、Fライセンス申請クラブの財務状況に(好影響か悪影響かを問わず)影響を及ぼし得るような経済的重要性のある事象が発生した場合には、Fライセンス申請クラブは当該事象の詳細を説明する書式を直ちに提出しなければならない。
	(3)提出書類:Fライセンス交付の決定に先立つ「表明書」を提出書類として適用する。
F.04	予算および予算実績、財務状況の見通し
	(1) Fライセンス申請クラブは、Fライセンス申請締切日が属するFライセンス申請クラブの 事業年度の年次の損益予算を科目ごとの明細とともに、Fリーグ指定書式に転記し て、その前事業年度の末日までに提出しなければならない。なお、当該損益予算は、 取締役会または理事会(取締役会設置会社でない場合は株主総会)で承認され たものとする。
	(2) Fライセンス申請者クラブは、Fライセンス事務局が指定する期日までに、Fライセンスが交付される対象シーズンを含む決算期におけるFライセンス申請クラブの予算実績および財務状況の見通しを説明する資料(Fライセンス申請クラブが独自に使用している書式でよい。)を提出しなければならない。Fライセンス事務局はこの調査により、当該決算期において、当該申請者の経営の継続が困難であるか否かを審査するものとする。

F.05	F ライセンス交付後の重要な後発事象の通知義務
	(1) Fライセンスの交付を受けた後、Fライセンス交付の対象となるシーズンにおいて、クラブの事業継続に悪影響を及ぼし得る出来事が発生した場合、発生した日から 14 日以内に、Fライセンスの交付を受けたクラブは、Fリーグに対し、その出来事の内容、および当該クラブ事業に与える影響を説明した書式を提出しなければならない。
	(2) F ライセンス事務局は、前項の書式を、F ライセンス交付の対象となるシーズンの翌 シーズンにおける F ライセンス交付の評価資料に加えることができる。
F.06	財務状況の見通しの修正義務
	F ライセンス申請クラブが財務状況の見通しの説明に対する違反行為を行った場合、F ライセンス申請クラブは F ライセンス審査機関の指示に従い、財務状況の見通しを修正し、過去6 か月以上の財務状況資料を合わせて提出しなければならない。

第16条〔守秘義務〕

Fリーグ、Fライセンスマネージャー、Fライセンス事務局の関係者は、本交付規則およびFライセンス関連規程に定める場合を除き、Fライセンス申請手続きの過程でFライセンス申請クラブから提出された資料および当該資料に記載されたFライセンス申請クラブの非公開の情報を、当該Fライセンス申請クラブの事前の同意なくして第三者に開示してはならない。

第17条〔本交付規則に定めのない事項〕

本規則に規定されていない事項については、理事会がこれを決定する。

第18条〔改正〕

本交付規則の改正は、理事会の議決を経て、これを行うものとする。

第19条〔施行〕

本交付規則は2021年8月27日から施行する。